



平成29年1月30日  
国土交通省 東北運輸局

## 秋田交通圏におけるタクシーの特定地域計画 の東北地方初の認可について

秋田交通圏（秋田市）は、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の規定により、平成27年6月1日付けで特定地域として指定され、同法の規定により組織された「秋田交通圏タクシー特定地域協議会」において、タクシー事業の適性化と活性化を推進するための特定地域計画の構築に向けた議論が進められました。

この度当協議会から申請された、秋田交通圏における特定地域計画を平成29年1月30日付けで東北運輸局長が認可しましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 当該認可に係る特定地域計画の内容（概要）  
「資料1」のとおり

2. 当該認可特定地域計画を作成した協議会の名称  
秋田交通圏タクシー特定地域協議会

3. 当該認可特定地域計画に係る特定地域  
秋田交通圏

○「特定地域」とは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下、「特措法」という）に基づき、タクシー車両が供給過剰な地域として国土交通大臣が指定した地域のこと。概要は「資料2」のとおり。

○「特定地域計画」とは、前述の特定地域において、タクシー車両の供給過剰を解消するための計画であり、特措法において作成が義務づけられた計画である。なお、今般認可された特定地域計画の本文は以下のURLで公表しています。

[http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jk/2k-koji/51\(1\).pdf](http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/jk/2k-koji/51(1).pdf)



東北運輸局マスコット  
“どうほくろ”

### 《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部

旅客第二課 三浦・大水

Tel：022-791-7530（直通）

## 資料 1

### 秋田交通圏特定地域計画の概要

#### ○削減する供給輸送力

##### 【法人タクシー】

- ・平成27年6月26日に東北運輸局が公表した秋田交通圏で適正と考えられる車両数の上限値は518両であるが、特定地域指定日現在の法人タクシーは590両で適正車両数上限との乖離は72両である（乖離率12.2%）。
- ・供給輸送力の削減は、「営業方法の制限」を行い、521両（削減：49両）を目標としている。
- ・減車等の方法で削減していく。

##### 【個人タクシー】

- ・平成27年6月26日に東北運輸局が公表した秋田交通圏で適正と考えられる車両数の上限値は61両であるが、特定地域指定日現在の個人タクシーは69両で適正車両数上限との乖離は8両である（乖離率11.6%）。
- ・供給輸送力の削減は、「営業方法の制限」を行い、63両（削減：3両）を目標としている。
- ・届けている休日に、月1日増やすことで削減していく。

#### ○実施時期

- ・特定地域計画が認可された日から1年以内。

#### ○活性化事業（新たに追加した事項）

- ・UD（ユニバーサルデザイン）タクシーの導入促進
- ・低公害車導入促進
- ・デジタルサイネージの導入による情報提供
- ・秋田酒蔵めぐりタクシーの運行と充実
- ・交通空白地への輸送代替

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成26年1月施行)

## 原則 (道路運送法)

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃 (下限割れには厳正な審査)

## 準特定地域 (大臣指定)

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令)

## 特定地域 (大臣指定・運審諮問)

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃 (下限割れには変更命令)

